主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉村孫一上告趣意第一点は「原審判決八憲法違反ノ違法アルモノトス即チ 原審公判調書「第四四七丁第四四八丁二於テ問フ「被告人八a駅二下リテカラC事 DヤEニ会ハナカツタカ」「答へ会ヒマセヌ私シハ警察デハ夫レ等ノ人ニ会フタヤ ウニ申シマシタガソレハヤキヲ入レラレ無理ニ云ハサレタノデアリマス」原審公判 調書第四五一丁及第四五二丁二於テ問フ「被告八警察官ノ取調二対シテハ右様ナ事 ニナツタノデ材木ヲ取リニ行クト云ツタノハ嘘テ何カ悪イ事ヲヤリニ来タノダト直 感シタト述べテ居ルカ如何」「答其ノ様ニ云ヒマシタソレハ警察デヤキヲ入レラレ タノデ問ハレル儘ニ嘘ヲ云ツタノデス」原審公判調書第四五四丁ニ問フ「被告人ハ 検事ノ取調ニ対シテハF等が強盗ヲヤルコトガ判ツタノデ致方ナク承諾シGト云フ 所へ仲間ト一諸二行ツタ様二述ベテ居ルガ何フカ」「答へ其ノ時八警察ノ二階デ取 調ヲ受ケタノデ警察ニ言フタ事ガ違フ事ヲ云ヘバ又ヤキヲ入レラレルト思フタノデ 其ノ様ニ申シタノデス」原審公判調書第四五五丁二「問然シ被告人八警察ノ取調ニ 対シテモ此ノ様ニ述ベテ居ルガ如何此ノ時裁判長八被告人ニ対スル司法警察官ノ聴 取書中第十七十八項読聞ケタリ」「答へ其ノ様ニ申シマシタガソレハヤキヲ入レラ レタノデ嘘ヲ云ツタノデス」原審公判調書第四五六丁「問フ強制処分ニ依ル予審判 事ノ取調ノ際事実ヲ認メタカ」「答へ事実ハ認メマシタ然シ其ノ時モ違フコトヲ云 フト警察へ戻サレルト思フノデ嘘ヲ申シタ訳デスソレデ公判ノトキ本当ノ事ヲ云フ ト思テ居リマシタ」「問トコロガ原審(第一審ノコト)公判テハ此ノ様ニ述ベテイ ルデハナイカ此ノ時裁判長ハ原審(第一審ノコト)公判調書中記録三五一丁裏八行 ヨリ三五三丁表一行迄読聞セタリ」「答私八原審(第一審ノコト)公判デハ其ノ様 二八云ヒマセン」以上ノ如クニシテ被告人八警察ニ於テ司法主任ヨリ拷問ニヨリ強 制セラレ自白シタルモノデアルカラ憲法第三十六条二八公務員ニヨル拷問及残虐行為ハ絶対ニ禁ジラレ又憲法第三十八条ハ何人モ自己ニ不利益ナ供述ヲ強要セラレザルコトヲ明記シ其ノ第三項ニ於テ何人ト雖モ自己ニ不利益ナル唯一ノ証拠カ本人ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪トセラレ又ハ処罰セラルベキコトナカルベキコトヲ規定アルヲ以テ自白ヲ強要サレザルハ勿論アルガ任意ノ自白デモ夫レガ唯一ノ証拠ノ場合ハ之ヲ証拠トシテ断罪ノ資料ト出来ナイ事ニナツテ居ルニ拘ラズ原審判決ハ拷問ニヨル被告人ノ自白ノミヲ以テ其ノ断罪ノ資料ト為セリ即チ原審公判調書其ノ証拠ノ摘示ニ判示第一ノ事実ハー、被告人及HIDニ対スル司法警察官及検事各聴取書中同人等ノ判示同旨ノ供述ノ記載トアリテ拷問ニ基ク被告人ノ自白聴取書ヲ唯一ノ証拠トシ被告人ノ判示同旨ノ供述ノ記載トアルモ原審ニ於テハ犯罪事実ヲ否認シテ居ルヲ以テ判示同旨ノ供述ナキモノナレバ其ノ証拠ハ被告人ノ拷問ニヨル自白ノミニヨリ判決ヲ為シタルモノニシテ他ニ何等ノ人的物的ノ証拠ナシ此ノ如キハ全ク憲法第三十六条第三十八条ニ違反スル違法アルモノナレバ原審判決ハ之ヲ維持スル能ハス破毀スベキモノト信ズ」というにある。

しかし記録を精査しても、被告人が警察署で拷問されて自白したといふことは、被告人が原審公判でそのやうに述べているだけで、その他には被告人の供述を支持する証跡は一つもなくかえつて原審が拷問の有無について調査した証人A(事件取調の巡査)同B(司法主任係の警察官)の各訊問調書によると、拷問のなかつたことを認めうるのであるから、被告人に対する司法警察官の聴取書の内容が拷問による自白であるという事実はこれを認めることが出来ない。しかも、原審は、右聴取書の外に本件犯行の模様、被害の顛末等を詳記した原判決に挙示する他の証拠をも綜合して原判示第一事実を認定したのであるから、原判決には所論のやうな違法はなく論旨は理由がない。

同第二点は「原審判決八刑事訴訟法ノ応急的措置ニ関スル法律第十条及刑事訴訟

法第三百三十六条違反ナリトス。刑事訴訟法ノ応急的措置二関スル法律第十条八憲法第三十八条ト同一ノ規定デ自白ノ強要ヲ禁止シ又本人ノ任意ノ自白デモ本人ニ不利益ノ唯一ノ証拠デアル場合ハ之ヲ証拠ト為スコトガ出来ナイノデアルニ原審判決ハ此ノ拷問ニヨル強制自白並ニ被告人ノ不利益ナル唯一ノ証拠デアル自白ノミヲ証拠トシタカラデアル此ノコトハ第一点ノ説明ト同様デアル刑事訴訟法第三百三十六条ニ事実ノ認定ハ証拠ニヨルト規定シタルニ拘ラズ原審判決ノ判示ニハ第一点ニ述ベタル証拠ト為ス可カラサル拷問ニヨリ強制サレテ自白シタル司法警察官ノ聴取書並ニ錯誤ニヨル検事予審判事ノ聴取書等ヲ証拠トシ他ニ何等ノ証拠ナキニ判決ヲ為シタルモノデアルカラ結局事実ノ認定ヲ証拠ニ依ラザルモノデアルコトニナルカラ刑事訴訟法第三百三十六条ノ違反デアルカラ法規違反トシテ原審判決ヲ破毀スベキモノトス」というにある。

しかし、原判決に挙示する証拠が拷問による自白でもなく、又被告人の自白が唯一の証拠でもないことは第一点において説明したとおりであるから、原審がこれらの証拠によつて原判示第一事実を認定したところで、原判決には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

同第三点は「原審判決八刑事訴訟法第四百十条第十九号二違反シテ居ルモノデアル刑事訴訟法第四百十条第一項二八左ノ場合二八常二上告ノ理由アルモノトス其ノ第十九号二判決二理由ヲ附セス又八理由ニ齟齬アルトキト規定シテアルカラ原審判決八其ノ判決ノ理由ニ齟齬ノ違法アルカラデアル。原審判決第一ノ理由ニ於テ「右」ノ言動ニ依リテ同人等が右G方ニ財物強取ノ為メ押入ル意図デアルコトヲ察知シナガラ之レト共謀ノ上同日午後十一時五十分頃被告人D、H、E某、H八直ニ同家表入口カラ侵入シ其ノ屋内デE某八右Gニ対シ所携ノピストルヲ突付ケテ 「騒グトウツゾ」「隠匿物資ハ何処ニアルカ」等ヲ申向ケテ脅迫シ被告人DハG及其ノ家人三人ヲ所携ノ麻縄デシバリ」云々トアルモ被告人ハ原審ニ於テ事実ヲ否認スルノ

ミナラズDハ原審ノ公判調書第四五九丁二於テ「問其ノ翌七日被告人ハ又b町へ行 ツタカ」「答行キマセン「問フ七日ノ晩ニF等ト共二秩父ヨリc村へ行キ本件ノ被 害者デアルG方二押入リ強盗ヲ働イタノデハナイカ」「答ソノ様ナ事ハ致シマセン 其ノ七日ノ晩私、東京ノ自分ノ家ニ居タノデアル」ト陳述セルラ以テ原審判決ノ第 一理由ノ如ク被告人ハDト共謀ノ事実ナシ此ノ事実ヲ排斥スルナラ其ノ理由ヲ附セ ザル可カラズ然ルニ原審ニ於テ其ノ理由ヲ附セザルハ勿論原審判決ハ其ノ理由ニ齟 齬ヲ来シタ結果ナリ此ノ点ニ於テモ原審判決ハ違法アリ破毀スベキモノデアル」というにある。

しかし、有罪判決の証拠説明としては、判示事実を認めた証拠を挙示すれば、これと矛盾する他の証拠を排斥したことはおのずから明かなので、その取捨排斥の理由まで明示する必要はない、又原判決に挙示する証拠によれば、原判示第一事実を認定し得られるのであるから、原判決には所論のような理由齟齬の違法もなく、論旨は理由がない。

同第四点は「原審判決八刑事訴訟法第四百十条第二十号ニ違反スル違法アルモノトス原審公判調書第四五一丁「答其ノ様ニ申シマシタガソレハ警察デヤキヲ入レラレタノデ問はレル儘ニ嘘ヲ云ツタノデス」原審公判調書第四五三丁「答私ハ酒ニ酔ツテイタノデ自動車ノ中デ眠ツテ仕舞ヒFニ起サレタノデスガ其ノ時自動車ハ止ツテ居リ外ノ者ハ何処へ行ツタノカ居リマセンデシタソレデ私ハFニ云ハレ田甫ノ土デ自動車ノボデーノ横ニ書イテアツタKトイフ字ヲ消シマシタ」原審公判調書第五二四丁証人Lノ訊問ノ際尾崎弁護人ヨリ裁判長ニ告ゲ証人ニ対シ「問Fニ命令サレ自動車ノボデーノ横ノ字ヲ田甫ノ土デ消セト云ハレ其ノ為現場ニ行ク事ヲ止メタ男ノアツタコトハ判ラヌカ。「答ソノコトハ知リマセヌ尤モ私ガ帰宅シテカラ自動車ヲ調ベタトコロボデーノ字ヲ土デ消シテアルコトガ判リマシタ、「問Fノ命令ニ服サズロ論シテイル者ハナカツタカ。「答Fカー回運転台カラ下リテ誰カト朝鮮人話

ヲシテ居ル者ガアリマシタが其ノ相手が残ツタカ否カ判リマセヌ。「問現場へ行ツタ者ガー辺引キ返シテ来タカ」「答左様デスソシテ残ツタ三人ノ中ノー人が案内シテ行キマシタ原審公判調書第四五四丁及四五五丁、四五六丁等二於テ事実ヲ否認シ警察デヤキヲ入レラレテ(拷問ノコト)嘘ヲ云ツタト被告人ハ主張セリ原審判決ハ此ノ否認ノ事実及 L ノ自動車ノボデーノ横ノ字ヲ土デ消シテアツタトイフ被告人ノ主張ト同一ノ事実如何ナル理由デ採用セザルカ殊ニ自動車ノ横ノ字ヲ消シタトノ事実ハ被告人ニ有利ノ証言ナリ之等ノ事実ヲ排斥スルニ何ラカノ理由ヲ附シ判断ヲセサル可カラズ之ニ対シテ何ノ判断ヲセザルハ判決ニ示スベキ判断ヲ遺脱シタルモノニ該当シ違法ナレバ破毀ヲ免レザルモノトス被告人ハ田甫ノ土ヲ持ツテ来テ字ヲ消シタリ強盗ニ侵入シタリ僅カノ時間デー人ノ身体デニ人ノ働キヲ出来ルモノデナイカラデアル」というにある。

しかし、判決に判断を示さなければならないのは、刑事訴訟法第三百六十条のように、法律で特にその必要を定めた場合に限られるのであるから、所論のような事実については判決に判断を示す必要はない。従つて論旨は理由がない。

同第五点は「被告人八自分が強盗ヲ為シタルモノデアルナラ七年デモ十年デモ不服ハ云ハン服罪スル然レ共絶対ニヤラナイノデアルカラ無実ノ罪ヲキルノガクヤシ自分が強盗ヲセナイコトハ天地神明ニ誓ツテモ強盗ハセナイト云フテ居レリ被告人ノ云フ通リ実際強盗ヲヤラナイモノトセバ実ニ由々シク考へ重大問題デ個人ノ問題デハナイ日本裁判権ノ信用ノ問題デアルカラ上告趣意書ハ期日ガナイ為メ詳細ニ表ハスコト出来ザルヲ遺憾トスルモ上告趣意書ト本件記録ヲ精査シテ頂キ原審判決が果シテ適確デアルヤ否ヤ真実発見ノ為メ原審判決ヲ破毀シ無罪ノ判決ヲシテ頂キタイノデス本件ハ原審ニ於テ被告人ニ有利ナルレナル証人ノ証言ヲ採用セズニ不利益ナル事実ナキニ検事ノ附帯控訴アリタル故ヲ以テ第一審ノ判決ヨリ重ク六年ヲ七年トスル判決ハ夫自体ニ於テモ妥当ヲ欠クモノナルガ故ニ公平ナル見地カラ観察シテ

破毀セラレ度此段上告趣意書ヲ以テ開陳スル次第ナリ」というにある。

しかし、所論は結局、原判決に於ける事実の誤認及び量刑の不当を主張するのであるから、刑訴応急措置法第十三条により上告適法の理由とはならないので、論旨は理由がない。

よつて、裁判所法第十条第一号刑事訴訟法第四百四十六条により主文のとおり判 決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

## 検察官小幡勇三郎関与

## 昭和二十三年四月七日

## 最高裁判所大法廷

判長裁判官		Ξ		淵	忠		彦
裁	判官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁	判官	沢		田	竹	治	郎
裁	判官	霜		Щ	精		_
裁	判官	井		上			登
裁	判官	栗		Щ			茂
裁	判官	真		野			毅
裁	判官	庄		野	理		_
裁	判官	小		谷	勝		重
裁	判官	島					保
裁	判官	斎		藤	悠		輔
裁	判官	藤		田	八		郎
裁	判官	岩		松	Ξ		郎

裁判官塚崎直義は出張につき署名捺印することができない

## 裁判長裁判官 三 淵 忠 彦